

## 地域建設業経営強化融資制度の運用に関する事務取扱要領

### 1. 制度の概要

本融資制度は、公共工事を受注している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「元請負人」という。）から記7に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が元請負人に対して当該工事に係る融資を行うものであり、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、一般財団法人建設業振興基金が債務保証を行う。また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が当該元請負人に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、記12に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができるものとする。

### 2. 対象工事

本制度は、以下を除く工事を対象とする。

- (1) 以下の工事を除く、国庫債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事  
ア. 国庫債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事  
イ. 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (2) 元請負人の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事

### 3. 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書の定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者からの請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、控除する部分は、債権譲渡承諾書において明らかにするものとする。また、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、別添の債権譲渡承諾依頼書・債権譲渡承諾書（様式第1）及び融資実行報告書（様式第4）の工期又は請負代金額は変更後のものとする。なお、債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には元請負人は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知するものとする。

### 4. 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高（債務負担行為等による工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての出来高確認については、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書

(様式第3)の受領をもって足りることとする。

## 5. 承諾権限

元請負人が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとする。その際、発注者は債権譲渡の承諾後、債権譲渡承諾依頼書・債権譲渡承諾書(様式第1)2通を元請負人に交付することとする。

また、発注者は債権譲渡整理簿により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理することとする。

## 6. 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を元請負人から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書・債権譲渡承諾書(様式第1) 3部
- (2) 債権譲渡先との間で締結した本市の承諾を得ることを停止条件とした債権譲渡契約証書(様式第2)の写し 1部
- (3) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書(発行日から3か月以内) 各1部
- (4) 工事履行報告書(様式第3) 1部
- (5) 保証人等の承諾書(債権譲渡について、本市以外で保証人等の承諾が必要とされている場合に限る。)の写し 1部

## 7. 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。))又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る元請負人への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、元請負人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

## 8. 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が元請負人の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付のある承諾を得ることで第三者に対抗できることとなっているため、債権譲渡承諾書の確定日付の記入には慎重を期することとする。

## 9. 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要があるが、この場合の出来高査定は、原則として債権譲渡先が行うこととされているため、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はないものとする。

## 10. 融資実行の報告書等の要求

- (1) 工事請負代金債権の譲渡人(借受人)及び譲受人(貸付人)が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書(様式第4)を提出させるものとする。
- (2) 工事請負代金債権の譲渡人(借受人)が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、記12に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

## 11. 工事請負代金の振込先の変更について

発注者は、債権譲渡の承諾を行ったら債権譲渡承諾依頼書・債権譲渡承諾書(様式第1)の写し

を支出負担行為決議書に添付する。また、債権譲渡先から工事請負代金請求書（様式第6）を受理した場合は、支出命令書の債権者等の住所、氏名及び振込口座を債権譲渡先に変更訂正し、支出命令書に債権譲渡承諾書（様式第1）の写しを添付するものとする。

## 12. 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先からの元請負人への融資額を控除した金額の範囲内とする。

## 13. 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式第6）
- (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾依頼書・債権譲渡承諾書（様式第1）の写し
- (3) 発行日から3ヶ月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書
- (4) 債権譲渡契約証書の写し

なお、債権譲渡先は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、支払いを請求することができる。また、債権譲渡承諾後は、元請負人は請負代金等の請求をすることができない。

## 14. 留意事項

- (1) 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。なお、債権譲渡の承諾又は不承諾は、本制度の趣旨に鑑み、速やかに行うよう努めることとする。

ア. 債権譲渡承諾依頼書・債権譲渡承諾書（様式第1）及び債権譲渡先との間で締結した本市の承諾を得ることを停止条件とした債権譲渡契約証書（様式第2）の写し

譲渡対象債権の金額（申請時点）が工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額と一致していることを確認する。

イ. 工事履行報告書（様式第3）

工事進捗率が2分の1以上であることを確認する。

ウ. 元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書

①債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合する。

②元請負人及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に発注者に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

- (2) 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

ア. 工事請負代金請求書（様式第6）

請求金額が前記3に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認する。

イ. 債権譲渡承諾依頼書・債権譲渡承諾書（様式第1）の写し

（1）アの規定に留意する。

ウ. 元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書

（1）ウの規定に留意する。

（3）その他の留意点

本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、元請負人の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう留意する。なお、本制度に係る債権譲渡によって元請負人の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

付 則

この事務取扱は、平成22年12月1日から適用する。

この事務取扱は、平成26年 4月1日から適用する。